

## 地方分権改革推進委員会の第一次勧告に盛り込むべき事項（案）

平成 20 年 5 月 14 日  
全国知事会地方分権推進特別委員会

地方分権改革推進委員会におかれては、丹羽委員長のリーダーシップのもと、精力的な審議を重ねられ、今年の「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」の取りまとめや「中間的な取りまとめ」を経て、順次勧告がなされる運びとなっている。

第一次勧告は、第二期地方分権改革の今後の帰趨を決める大変重要なものであり、地方分権改革推進委員会におかれては、地方の意見を十分に踏まえ、以下のとおり、地方分権改革推進法の趣旨を踏まえた具体的な勧告を行うよう強く求める。

### 1 基本的な考え方

地方分権改革推進法においては、「地方分権改革の推進は、（略）地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われる」こととされている。

しかしながら、各府省は、全国知事会からの提案や「中間的な取りまとめ」に掲げた事項に対し、専門性や統一性の確保、広域調整の必要性といった抽象論に終始し、現行の制度を基本的に維持する姿勢を崩そうとしていない（別紙参照）。

こうした対応は、地方分権改革推進法の理念を踏みにじる消極的対応と言わざるを得ず、極めて遺憾である。

地方分権改革推進委員会におかれては、「中間的な取りまとめ」に示した理念や検討の方向性に沿って、「地方政府」の実現に向け、着実に取組が進むよう、第一次勧告の取りまとめに当たり、毅然として臨まれることを強く求める。

### 2 第一次勧告に盛り込むべき具体的な事項

以下の事項について、第一次勧告に盛り込むことを求める。

- (1) 全国知事会では、分権が着実に進むよう地方自らが積極的に提言をしていくことが必要との認識の下、「第二期地方分権改革への提言（平成19年7月25日）」を取りまとめ、義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小、権限移譲・二重行政の解消等について、個別具体的な事項を積極的に示したところであり、これらの事項について、是非とも盛り込むこと。

(2) 国の出先機関の見直しについては、地方分権改革推進委員会からの要請に基づき、地方六団体が「地方支分部局の整理について」(平成19年9月18日)において、基本的な考え方を提言するとともに、全国知事会が「国の地方支分部局(出先機関)の見直しの具体的方策(提言)」(平成20年2月8日)において8府省17出先機関を対象に具体的な提言を行ったところである。

地方分権改革推進委員会においても、引き続き、更に踏み込んだ検討が進められるものと考えが、第一次勧告においても、今後着実に改革が進むよう、できる限り具体的な内容とスケジュールを盛り込むこと。

なお、権限移譲や国の出先機関の見直しは、当然のことながら、財源の問題と併せて一体的に進めることが必要であることから、税源移譲等により確実な財源措置を講じることが絶対条件であり、その具体的内容を明記すること。

(3) 自立した地域をつくるためには、地方の財政基盤を確立するとともに、受益と負担の関係を明確にしていくことが不可欠である。

こうした観点から、国と地方の事務の配分割合に税源の配分を近づけるよう、地域偏在性の少ない地方税体系の構築を図りつつ、国と地方の税源配分をまずは5:5とすることを目指し、国から地方への積極的税源移譲について盛り込むこと。

(4) 都道府県から市町村への権限移譲については、地域の実情に沿い、市町村の意向も踏まえた自由度の高いものとし、住民の利便性の向上や住民の意思の的確な反映を図る観点から、その推進方策を示すこと。

なお、都道府県では、これまでから市町村の意見を踏まえ、市町村への権限移譲を進めてきたところであり、国・都道府県間及び都道府県・市町村間の権限移譲がバランスを欠いたものとならないよう注意すべきである。

また、特に医療制度など最近の国の制度改正は、住民の視点からみて実情にそぐわないものが見受けられることから、制度改正に当たり、地方の意見を反映させる仕組みの構築についても盛り込むこと。

(5) 今後の改革の実現につながる勧告内容とするため、これまで、地方が主張してきた地方共有税の導入、(仮)地方行財政会議などについても方向性を示すこと。